

令和6年度第5回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和6年度第5回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はいません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■委員、■番■両委員にお願いします。
議案第1号	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画（第89号）について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農用地利用集積計画（第89）について」を意義なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議長	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-10、3-11の案件につきまして、■推進委員さんお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号3-10について報告します。場所は■から■へ■mぐらいのところにあるんですが、8月25日に■委員さんと■さん同行のもと調査いたしました。先ほど説明がありましたように、申請者である譲渡人は先代の話し合いにより耕作上の便宜をはかるために一部譲り渡していたということで、譲渡人が数年前に構造改善した時に、地形上都合よく一部を取り込んでいましたが登録をするため今回譲り受けるということです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。 もう一つの案件、3-11について報告します。場所は■の信号より■を■へ■kmほど下ったところの■沿いの田んぼです。

		8月25日に■委員さんと■さん同行のもと調査をいたしました。申請者である譲渡人は高齢で耕作困難となり後継者もいないことから譲渡するということです。譲受人は住んでいるところのすぐ近くの田んぼということで購入することです。譲り受けは中間管理機構を通して利用権設定し、■が耕作するということです。私も■の組合員ですが、この話は聞いておりまして続けて■が耕作するということで本日も話しをしております。所有権移転されても何ら問題ないものと思われますので審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。3-12の案件につきまして、■推進委員さんお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号3-12について報告します。場所は■から■へ■mほどのところにあります。今年4月に協議いただいた■さんから■さんへ譲渡された場所のすぐ下の農地です。8月20日に■農業委員さんと譲受人の■さんと調査しました。譲り渡し人は99才と高齢のため現在施設に入所されていて、維持管理できないので叔父である■さんへ無償で譲渡するということです。譲受人は申請地のすぐ隣で現在野菜畠として利用されており譲り受けるとのことです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。3-13、3-14の案件につきまして、■農業委員さんお願いします。
	■番	■地区担当の■です。本日■推進委員が欠席のため報告します。受付番号3-13、14とも譲受人が同一なもので一緒に報告させていただきます。場所は■線■交差点から■へ■方面に入り、■から約■kmの場所にあります。調査日は8月26日に■推進委員と■の■さんと私で現地調査しました。申請者である譲り渡し人は遠方に移住しており高齢のため耕作が困難となつたため、譲り渡しすることです。譲受人は農作物作りに興味がありこのたび申請地を譲り受けブルーベリーを栽培するとのことでした。また譲受人の■さんは欠席ではありましたが、■■の■さんに代理人として出席していただき詳しく事情を聞きました。今回の案件以外に3-14の航空写真の赤旗がある■の隣に■の家があるんですが、その空き家も一緒に■さんが購入されており、今後福山市神辺町から神石高原町に移住して管理していくとのことです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	3-11についてお聞きします。この農地はすでに利用権設定されているものを売るわけですね。であれば、一般的に考えて利用権設定されていてその見返りも入ってくるし大変いい農地です。それを売ってまた利

		用権設定するということは、高齢で耕作困難でも何もすることはいらないので、この理由は当てはまらないと思います。ではなぜ売るのかと思うんですが、お金が必要ですかね？1反どれぐらいです？
	■番	実は [REDACTED]さんは高齢で一人住まいです。お子さんがおられるんですが、福山のほうへ家を建てて住まれていてこっちへ帰る予定もないということで、終活ではないんですが田んぼと畠を始末したいということで一部私も相談を受けていたんですが、手を上げられたのが [REDACTED]さんということです。当家と [REDACTED]さんで話しをされて譲り受けるという話になりましたということです。お金が欲しい訳ではないんですが、この土地を手放して始末をしておいたほうが子ども達に迷惑がかからないということでやられております。
	■番	私なら考えられないなと思うんですが、相続をした場合は相続税がかかるか分かりませんけど、生前の贈与ということになるんだと思うんですが、それと相続税どっちを取るかということを考えて売るんだと思います。私だったら少し待つたらどうですかと言いたいところですけど、どうしても欲しいと [REDACTED]へ言われたんですかね。一反いくらですか？
	■番	聞いた話では反当 10万円位だったと思いますが、定かではありません。
	■番	事務局は何か聞いていますか？
事務局長		全体で 36 万円で 3305 m ² ですから 10 万円位だと思います。
	■番	下がってますね。いい買い物をされました。もう 1 つ 3-13 の案件の [REDACTED]さんは私も知っているんですが、ブルーベリーを作るということで [REDACTED]さんに依頼されましたが、ブルーベリーの栽培経験があるんですか？このかたは芝を栽培するのは得意だと思うんですが、本当に実現するんでしょうか？
	■番	そこについては本人さんがおられなかったので聞いてないんですが、興味があるということはここに書いてあるんですけど、家庭菜園ぐらいしか経験がないが知人を通して耕作に必要な技術の指導や機械の提供などを受け、自分の機械運転には自信があるので耕作ができると考えているというふうに計画書の中に書いてあります。将来的にブルーベリーが沢山できたら販売していきたいということも計画書の中に書いてあります。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議長	続きまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	[REDACTED]	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-3の案件につきましては、私の担当地区でありますので私

		が報告させていただきます。
	■番	本日 ■ 推進委員さんがお休みのため代わって報告をします。8月24日 ■ 推進委員と私、当家のご夫婦立会いのもと調査をいたしました。場所的には ■ から ■ へ約 ■ m ほど入ったところでございます。すでに家のほうは空き家となって以前から草刈りだけで対応されておりましたが、山の谷のようなところにあります。雨が降ったら下へ土を流すということで、草刈りだけでは対応が難しいという考え方のなか植林をされたようです。 ■ の下のほうへ青い色のついたところがありますが、これはすでに土が流れて出たということでブルーシートで覆われていました。特にこの ■ については土砂の流出が大きいということで、先ほど話しがありましたように紅葉とか桜等の根のはるものを中心的に植栽をされるようあります。すでに植栽をされておりますので、今回始末書をつけて地目変更申請をされたものでございまして、やむを得ないのかなというふうに見させていただきました。
	議長	続きまして、4-4の案件につきまして、 ■ 推進委員さんお願ひします。
	■番	■ 地区担当の ■ です。受付番号4-4について報告します。場所は ■ から ■ へ約 ■ km の場所にあります。8月24日に ■ 委員さんと ■ さん同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。申請地は令和3年10月から令和6年10月までの3年間、駐車場として一時転用の許可をしている農地ですが、今後観光農園の駐車場として利用を継続したいということで転用申請されたものです。周辺農地への影響はなく農振地域からの除外もされており、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第4号	議長	続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。この案件につきましては、私の担当でございますので報告をさせていただきます。
	■番	8月24日に ■ 推進委員さんと ■ さん立会いのもと調査させていただきました。場所は ■ から ■ へ約 ■ m の位置にあります。先ほど説明がありましたが、以前無断で埋め立てをして農業用

		倉庫を建てていたようですが、現在は取り壊しをされておりました。そこを綺麗に造成して息子さんの████さんが家を新築し移住をするということで計画されたようです。周辺農地等への影響はまったくありませんので何ら問題ないものと判断させていただきました。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時22分

以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。

令和6年9月27日

■番
■委員

■番
■委員